

岐阜県公報

目 次

岐阜県訓令甲
岐阜県教育委員会訓令甲
岐阜県警察訓令

○岐阜県青少年対策本部設置規程を廃止する訓令

(男女参画青少年課)

ページ
一

号 外 (14) 平成 22 年 4 月 1 日

岐阜県訓令甲
岐阜県教育委員会訓令甲
岐阜県警察訓令

岐阜県訓令甲
岐阜県教育委員会訓令甲第一号
岐阜県警察訓令

岐阜県青少年対策本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成 22 年 4 月 1 日

岐阜県知事 古 田 肇
岐阜県教育委員会委員長 月 村 時 子
岐阜県警察本部長 瀧 澤 裕 昭

岐阜県青少年対策本部設置規程を廃止する訓令

岐阜県訓令甲
昭和五十六年岐阜県教育委員会訓令甲第一号
岐阜県警察訓令
は、

廃止する。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

平成二十二年四月一日発行

発 行 者
所 者

岐 阜 県
岐阜市藪田南二丁目一番一
号
庁 県

編 集

各務原市テクノプラザ一―

ブイ・アール・テクノセンター